

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処分名	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認		
根拠法令名	消防法（昭和23年法律第186号）	第10条第1項	
基準法令名	大津市危険物規制規則（昭和60年規則第35号）	第2条第2項	
所管部署	消防局 予防課 危険物係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	
【審査基準】 ・文書の名称【 危険物施設の審査基準 （財）東京防災指導協会 】 ・掲載図書等【 大津市危険物規制規則等の運用指針 】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 大津市危険物規制規則第2条の規定により、消防署長が火災予防上支障がないと認めた場合（次に掲げる場合に限る。）に該当することを基準とする。 その基準は、大津市危険物規制規則等の運用基準第2仮貯蔵等の承認 1 ～ 1 2 の各号に該当すること。			

参 考

(根拠法令)

消防法第10条

指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。))を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

(基準法令)

大津市危険物規制規則第2条

法第10条第1項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書(様式第1号)2通を、次の各号に掲げる書類を添付して、所管消防署長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 仮貯蔵又は仮取扱いをする場所並びにその周辺の状況を示した付近見取図
- (2) 建物内で仮貯蔵又は仮取扱いをする場合は、当該建築物に関する平面図、立面図及び断面図並びに構造設備図
- (3) 貯蔵設備又は取扱設備の位置、構造及び設備の明細書
- (4) 消火設備の明細書
- (5) その他火災予防上必要なことに関する書類及び図面

2 消防署長は、前項の申請書を受理した場合において、災害防止上支障がないと認めたときは、その1通に承認済印(様式第2号)を押して申請者に返付するものとする。

3 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けた者は、当該承認に係る場所の見やすい箇所に仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けている旨を表示した掲示板(様式第2号の2)を掲出しなければならない。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。